

(様式第2号)

# 会 議 録

令和8年5月13日作成

会議の名称	令和7年度 第2回島本町人権啓発施策審議会		
会議の開催日時	令和8年3月30日(月) 15時30分～16時45分		
会議の開催場所	島本町立人権文化センター2階 集会室		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可	傍聴者数	なし
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席者	委員	有澤委員、山田委員、浦田委員、山本委員、東田委員、林委員、宮本委員、中橋委員、湊本委員、下村委員、川口委員	
	事務局	町長 総合政策部部長、同次長、 人権文化センター所長	
会議の議題	1 島本町人権擁護に関する基本条例の一部改正について(諮問) 2 その他		
決定事項等			
審議等の内容	別紙のとおり		
配布資料	資料1 島本町人権擁護に関する基本条例の改正に関する概要説明 資料2 島本町人権擁護に関する基本条例 改正案 新旧対照表 資料3 島本町人権擁護に関する基本条例(改正案全文)		

## 令和7年度 第2回島本町人権啓発施策審議会

審議等の内容

### ●出席委員数の確認、資料確認など

【事務局】

島本町人権啓発施策審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の2分の1以上の出席があるため、会議が成立していることを報告します。

(配布資料の確認)

### ●山田町長 挨拶

### ●傍聴者の確認(傍聴者なし)

### ●案件1「島本町人権擁護に関する基本条例の一部改正について(諮問)」

【町長】

(諮問書朗読)

【会長】

先ほど、町長から諮問をいただきました。委員のみなさまにも諮問書の写しを配布いたしておりますので、確認いただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

【会長】

ご意見、ご質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【委員】

「町づくり」からひらがなの「まちづくり」に変更した理由は何でしょうか。

【事務局】

「人間尊重のまち」というフレーズは、長年本町の総合計画の「まちの将来像」で使用されており、ひらがな表記になっています。

また、人権分野に限らず、「行政施策の推進」をわかりやすく表現するときに「●●のまちづくり」という表現を使うことが多く、これは町に限らず市でも同様です。その場合も大抵ひらがな表記になっていますので、この際、ひらがな表記に改めさせていただくと総合計画の表現とも整合しますし、伝わりやすいと考えたものです。

【委員】

第5条第1項第1号について、前は「啓発に関する事項」となっています。今回は啓発に関することだと思うが、最後に「教育」という言葉が入っています。これは学校での取組を指しているのですか。

【事務局】

子どもたちに向けた人権教育の取組は従前からなされてきたところですが、基本施策の条文に「教育」という言葉がありません。今年度の1回目

の会議でも、子どもたちに対するアプローチと住民全体へのアプローチと両面でやっていかないといけないというご意見もいただいていたので、将来を担う子どもたちに対する人権教育の重要性を鑑みてこの言葉を足したものです。

また、職場での研修も教育の一環になります。幅広い情報発信や啓発ということと、子どもたちであったり職域であったりというところを、基本施策の中に表現として入れたものです。

#### 【委員】

第1条の下線のところですが、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに人権の擁護云々」とあります。最初読んだ時にどこまでかかるのか、「日本国憲法」まで「法の下での平等」がかかるのか。わかりにくかったので何回か読み直しました。

第4条で「何人も、家庭、学校、職場、地域、インターネット上その他の生活のあらゆる場において」とあり、普段の言い方だと「インターネット上などあらゆる生活の場において」とかそういう形で考えるが、こういう表現になるのでしょうか。これは感想ですが。

#### 【事務局】

第1条については、ご指摘のとおり「すべての国民の基本的人権の享有を保障し」は憲法にかかっています。「並びに」が出てきて長い表現になっているので、読みにくくなっているのかと考えます。修正の余地があるかどうか検討させていただきたいと思います。法令や条例などは解釈に揺らぎが生じないように「及び」「または」といった表現も入ったりします。その中でもできるだけ伝わりやすいやわらかい表現にしたいという思いはあります。

第4条の「あらゆる」が入る位置ですが、趣旨を損なわずより伝わりやすい言い回しがあるかどうか、検討させていただきたいと思います。

#### 【委員】

第6条の「誰もが加害者にも被害者にもなりうる」というのは人権教育のうえでもとても大事で良い表現だと思います。

第4条で「人権侵害行為」と触れているが、「どんなことが」というのを書かなくてよいのでしょうか。しかし、これが人権侵害行為と書いてしまったらそれ以外はOKとなってしまうかと思ったり、扱いが難しい。幅を持たせる方がいいのか、例示してその他と表現する方がいいのか。

#### 【事務局】

第4条については、最近条例を制定・改正している自治体では、こういう条文を入れているところがあります。それらを参考にできるだけ伝わりやすい、誤解が生じにくい表現で、案を作成しました。

どういったものが人権侵害行為にあたるのかということについては、条文の構成でいうと、「不当な差別、虐待、いじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他」となっていて、ある一定例示をしたうえで「その他の人権侵害となる行為」という表現にしています。

人権侵害とはなにかを定義するのは、既存の法律を見てもなかなかここまですというの難しい。例えば児童虐待防止法の中で児童虐待とはどういう行為なのかについて規定はありますが、人権侵害というのは今認識されているのもあれば、これから新たに認識されるものもあると思います。条例の中でそれらを細かに書ききることは現実的に難しいですが、

条例に基づく啓発の中で、例えば「家庭内ではこういったことが人権にかかわりますよね」というような例示をして周知啓発していったらと考えています。

**【会長】**

今回文言の整理も改正の目的になっていますので、ここをこう変えたほうが良いというご提案等あれば伺いたいが、いかがでしょうか。

**【会長】**

前文のところで「この条文が糧となり」というのがあるが、「糧」というのがわかりにくいので、「基礎となり」や「基本となり」に変えたほうが良いのではと思います。

第3条のところで「これを濫用し、公共の福祉に反するようなことがあってはならない」とあるが、「濫用したり」と「たり」を付けたほうが、濫用してもダメだし、公共の福祉に反してもダメということなので、その方が良いと思いますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

第4条は、具体的にどんなところで人権侵害が起こっているのかというのを示して、その中で差別とかが発生しているという具体性を持たせた方がわかりやすいかなと思って出されていると思いますので、私はこれで良いと思いますが、皆さんはいかがかでしょうか。

**【委員】**

今ここに書かれているレベルであれば良いと思います。これ以上具体化してというのはなかなか難しい。反対に作用する可能性も出てくると思います。

**【委員】**

ほとんど同じ意見です。我々が生活していくうえで、家庭、学校、職場、地域、インターネット上がほとんどで、「その他の生活のあらゆる場」という表現で全部を組み込んでいると思います。人権侵害行為というのは、どういうことかということに関しては「自分が人権侵害を受けた」ということが人権侵害であって、あまり当てはめるものではないと思います。カテゴリーはこれで十分だと思います。

**【事務局】**

「糧」という言葉を別の言葉で言い換えるかどうか、また第3条の「濫用し」を「濫用したり」と変えてはどうかということも、法令上の表現としてどういう形が良いかも踏まえて検討したいと思います。

第4条のところで、人権侵害を受けたと感じるというのは、人によって異なります。法に抵触して人権侵害と認められるには、例えば「人権擁護委員さんに相談して法務局で」というパターンもあるし、最終的には裁判所で認定されるかどうかということもあります。この範囲までが人権侵害でこの範囲以外は人権侵害ではないという表現を入れるのは難しいし、混乱を招く恐れもあるのではないかと考えます。事務局としては、これぐらいの表現であれば具体の啓発に譲りたいと考えます。

「誰もが被害者にも加害者にもなりうる」、人が生活する中で、自覚のない中で誰かを傷つけているということは誰にでも起こりうることで、他人ごとではないですよというところが、教育なり啓発の出発点ではないかと思えます。あえてそれを条例の中に入れることで、なぜ行政が、学校が、絶えず取り組んでいくのか、ということメッセージとして織り込めたらという思いがあります。

【委員】

条例を見て「教育」という言葉が入ったということで、教育を担う立場として今回第2条で「多様性を認め合い、人権の侵害を受けることなく安心して暮らせる云々」が入ったことについては、学校においても多様性を認め合うことを非常に大事にしているということと「誰もが安心して暮らせる学校集団」ということを話しているので、こどもたちにとってもこの条例は非常に内容がわかるものになっていると思います。

加えて第5条にも多様性の尊重という言葉が入ったので、学校現場としても非常にいいなと感じました。

【委員】

第6条のところ。中身は良いが「住民等の役割」とあると、何かせないかんと感じます。

【事務局】

ここは、多くの事例では「住民の責務」という表現になっています。別の自治体で「責務」という言葉を少し柔らかくして「役割」という表現にしたという事例も見ました。本町でも「責務」よりは「役割」という言葉の方が良いだろうと考えたものです。

【委員】

「責務」よりは「役割」のほうが良いと思います。

【委員】

人権侵害行為の禁止のところ、「その他の人権侵害となる行為」という表現でくくられているが、人権を無視することが一番の人権侵害だと思います。無視されると話のきっかけもない。書きにくいとは思いますが、基本理念は「人間として無視しない」。家庭でも職場でも無視されたらその人の人権はそこで否定されています。

【事務局】

例えば、家族間で日常的に無視するということは虐待と認定を受けることもありますし、学校でいじめはじめにもつながると思います。虐待にはどんな類型があるのか、いじめにはどんな行動がそれに当てはまるのかという中で、「相手は無視する」ということが人を傷つけることであるということ啓発・教育の中で取り組んでいければ良いと思います。

【会長】

無視するというのは不当な差別や虐待の中に含まれていると思います。具体的に記述する必要はありますか。

【委員】

それは難しいところです。相手を否定する行為が人権侵害であると考えます。私の意見を述べさせていただきました。

【会長】

不当な差別や虐待、いじめに含まれるので「無視」という言葉を具体的に入れなくてもよいと思います。

【委員】

これらの例示の中に無視するという行為も含まれていると思うので省略してもよいと思います。ただ、具体的にはこういうこともあるという例示を用意しておくことは良いと思います。

島本町は核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議をしています。戦争は人権侵害の一つであるというのを入れると島本町の独自の表現になるのではと思いました。

#### 【会長】

確かに戦争も人権侵害で、人権侵害のない平和なまちづくりというやり方もあると思いますが、そこまで書いてよいものかと思うがいかがでしょうか。

#### 【事務局】

条例を改正した際には、改正した内容を広報し、住民に周知しなければ実効性がありません。広報する意味は条例の内容を理解してもらうためであるので、条例の内容を周知する際や啓発・教育の中で具体例を示して「実はこれも人権侵害である」と示していければと考えます。

平和については、「戦争は最大の人権侵害である」と施策推進に際しては示しているところです。今回の条例に位置付けるのは、流れとして難しいものがあると考えます。しかし、戦争は人権侵害であると認識していない方も少なくないと思われるので、広報する際には併せて知らせていけたらと思います。

#### 【委員】

先ほど第7条のところで「無視する」というのがありました。学校現場でも、言葉でも暴力でもなく無視という行為が、かなり簡単でもあり人を傷つける行為でもある。虐待やいじめの中に入っていると思っています。

言葉が並列するとどうしても複雑になっていく。出来るだけシンプルにしたいと考えます。子どもたちが、自分が育ったまちの人権の条例を調べる時に、まず抛り所にするところでもありますので、まちのなかの人権施策というところにたどり着いたときに、なるべく簡単にわかりやすくという趣旨が通っていますので、今事務局が言ったように条例としては簡単に、具体例としては取組の中で勉強していくのかなと思います。

文字がたくさんあると子どもには入りにくい。文字が少ないと表記されたものと文字にならなかったもの、その時々的事案の中でニュースになったもので軽重がでてくるので、そこに左右されずすべて含まれているという意味でこの書き方なのかなと思います。

第2条、学校現場としては人権教育がまず根底にあるので、その上に様々な教育が成り立っているという認識で進めていくと、とてもわかりやすい条例になっていると思います。

気になるのは匿名性を持つことでいじめや差別というのは力を持ちます。そこになにかしらの歯止めがあれば良いのにと 생각합니다。顔が見えないところの凶暴性というのは常にあるので、そういったものから子どもが守られるように、取組の中で具体例として挙がっていくものかなと思っています。

#### 【会長】

ほかにご意見ご質問ありますか

#### 【委員】

この条例は長年変わっていなかったと聞きました。なぜ変わっていない

かったのでしょうか。何か動きがあつての改正なのでしょうか。

**【事務局】**

この条例は昭和60年制定なので、制定されてからおおむね40年経っています。全国的にも相当早い時期に条例を制定しています。

日本国憲法の理念に基づいて人権施策に取り組んでいくための基本条例として制定されたと聞いています。理念条例ということで基本施策を定め、その時々に応じて必要な施策を行ってきました。

前文には普遍的な内容が書かれています。今回も前文については一部の表現を修正してはいますが、時代が変わっても基本的に意味するところは変わっていないという認識のもと内容は変えていません。

今回、なぜ改正するのかということについては、インターネット上の差別や誹謗中傷により、人々の生活に不可欠になった情報のやり取りの中で人命が失われるというようなことも出てきました。近年制定された他自治体の条例と比べると、少し規定を追加してもよい時期に来ているのではないかとということで、もっと前に改正しても良かったのかかもしれませんが、今回になったということです。

**【委員】**

これからはAIがすごいのでその関連で色々出てくるのではないかと考えています。だからもっと頻繁に変わって来るのかなと考えています。

**【会長】**

その他ご質問等がありましたら、発言をお願いします。

(なし)

**【会長】**

では、変更修正の詳細については、委員の皆様の見解を踏まえた上で、会長に一任いただいてもよいでしょうか。あとからご意見があれば事務局に連絡ください。

皆さんの意見を全部入れるわけにはいきませんが、検討させていただくのでよろしくをお願いします。

**●案件2「その他」**

**【会長】**

案件2「その他」を議題とします。事務局から何かありますか。

**【事務局】**

先ほど会長からありましたように、後から何か気が付いたということがあれば4月中に事務局までご連絡いただきたいと思います。

今後、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえての修正案を皆様にお示しし、議論いただいたのち、審議会としての答申をいただく予定としています。

**【会長】**

その他、何かありますか。

(なし)

【会長】

それでは、本日、予定しておりました案件はすべて終了いたしました。  
本日の審議会はこれをもって閉会させていただきます。